

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び榛東村財務規則（平成11年榛東村規則第9号。以下「財務規則」という。）第180条の規定に基づき、次のとおり条件付一般競争入札について公告する。

令和8年6月10日

榛東村長 南 千晴

1 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 対象番号 31
- (2) 工事名等 令和8年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業  
上水道配水管更新工事 第2工区
- (3) 工事場所 榛東村大字山子田地内
- (4) 指定業種 水道施設工事
- (5) 工事の概要 ○配水管更新工事  
HPPE φ 150 mm L=602.1m(602.9m)、HPPE φ 75 mm L=10.7m、  
HPPE φ 50 mm L=7.5m  
○仮設管工事  
HPPE φ 150 mm L=30.2m(32.2m)  
○（上大手橋）添架形式水管橋工事 本管 PE150A/外装管 250A  
○（中野橋）パイプビーム形式水管橋工事 本管 PE150A/外装管 250A  
○給水配管工事  
HPPE φ 50 mm L=6.0m、φ 30 mm L=63.5+41.5=105.0m  
φ 50～2 軒、φ 30～2 軒、φ 25～1 軒、φ 20～2 軒
- (6) 予定工期 契約確定の日から令和9年2月26日まで  
週休2日制現場 該当

2 最低制限価格の設定 有

最低制限価格を設定しており、入札の結果これを下回った入札を行ったものは、最低入札者であっても失格とする。

3 入札執行日時

- (1) 入札日時 令和8年7月29日（水）午前9時30分
- (2) 入札場所 榛東村役場
- (3) その他 郵便入札による執行

4 入札保証金 免除

5 契約保証金の納付

契約を締結しようとする者は、財務規則第207条の規定により、請負代金又は契約

代金の100分の10以上の額の契約保証金を納付又は契約保証金に代わる担保として有価証券若しくは債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、村長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかの保証を付する場合は免除とする。

- (1) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険契約の締結による保証

6 前払	有
7 部分払	無
8 建設リサイクル法	該当
9 議会の議決に付すべき契約	無

#### 10 入札参加資格条件

この公告による条件付一般競争入札に参加できる者は、令和8・9年度榛東村入札参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に公告日時点において水道施設工事で登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下これらを「手続開始」という。）の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、資格の再認定を受けている者）のうち、次に掲げる条件を全て満たしているものとする。

- (1) 県内業者（前橋市、高崎市、渋川市又は榛東村に本社若しくは本店を有する者で住民税等納入者である者）
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる水道施設工事に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (3) 水道施設工事及び土木一式工事又は管工事に係る特定建設業許可又は一般建設業許可を有していること。
- (4) 榛東村上水道事業指定給水装置工事事業者であること。榛東村上水道事業指定給水装置工事事業者でない場合は、受注者となった場合に一次下請負人と想定される榛東村上水道事業指定給水装置工事事業者を条件付一般競争入札参加申込書 別紙その他に記載すること。
- (5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知における水道施設工事の総合評点が、参加資格者名簿記載時800点以上であること。
- (6) 過去10年以内（平成28年度以降）に、国、地方公共団体又はその他公共団体の水道施設工事（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場

合のものに限る。)において、今回実施する工事と同種の施工実績があること。なお、施工実績については、条件付一般競争入札参加申込書(様式第1号)、別紙(4)に記載するとともに、契約書の写しを添付すること。

※ 契約書の写しは、工事名・金額・工期・発注者・受注者・工事内容の確認ができる部分のみでよい。当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(以下「CORINS」という。)」に登録されている場合は、契約書の写しに代えて同システムの打ち出し帳票の写しでもよい。

ただし、CORINS登録の内容で施工実績の条件が確認できない場合は、図面等の写しも一緒に添付すること。

- (7) 当該工事に係る専任の監理技術者等については、入札日前3箇月以上継続して雇用している者に限る。また、監理技術者の場合は、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証の交付を受けていること。
- (8) 榛東村建設工事請負業者等指名停止措置要綱(令和5年榛東村訓令乙第1号)に基づく指名停止中でないこと。
- (9) この工事に係る設計業務等の受託者(株)明水設計でないこと又は当該受託者と資本又は人事面において関係がある建設業者でないこと。
- (10) 本入札に参加しようとする者の間に、資本又は人事面において関係がある建設業者でないこと。
- (11) 榛東村暴力団排除条例(平成24年榛東村条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

#### 1.1 他の一般競争入札等に参加している場合の取扱い

(1) 一抜け方式の設定 有

(2) 開札順序・工事名等

- ①令和8年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業  
上水道配水管更新工事 第3工区
- ②令和8年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業  
上水道配水管更新工事 第4工区
- ③令和8年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業  
上水道配水管更新工事 第2工区 (本案件)
- ④令和8年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業  
上水道配水管更新工事 第1工区

#### 1.2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加希望者は、令和8年6月29日(月)正午までに、次の書類を榛東村総務企画課に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。
  - ・条件付一般競争入札参加申込書(別記様式第1号)、別紙及び提出書類(条件付一般競争入札参加資格確認申請提出書類一覧参照)
  - ・建設業法第3条第1項の規定による許可書の写し

- ・建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査評価結果通知書の写し
  - ・住民税等の納税（完納）証明書（公告日以後に取得したものに限る。）
  - ・返送に必要な切手を貼付し、返送先を明記した長型3号封筒
- (2) 参加資格の結果については、入札参加希望者に通知するものとする。
  - (3) 入札参加資格がないと認められた者は、(2)の通知を知った日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により、村長に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができる。
  - (4) 村長は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求められたときは、(3)の期限の日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により回答する。
  - (5) (4)の書面の提出先は、(1)の提出先と同じ。

### 1.3 設計図書等の閲覧

対象工事に係る設計図書等を入札参加資格者に対し榛東村ホームページ上に公表する。

- (1) 公表予定日時 令和8年7月10日（金）午前9時00分から
- (2) ID及びパスワード 条件付一般競争入札参加資格確認通知書に付記する。

### 1.4 質問書の提出

対象工事に係る設計図書等の閲覧者は、当該設計図書等に関して質問することができる（FAXのみ受付：0279-54-8225）。

- (1) 提出場所 榛東村 総務企画課 庶務係
- (2) 提出期限 令和8年7月16日（木）正午まで
- (3) 応答書 令和8年7月21日（火）午後までに、榛東村ホームページ上に公表する。

### 1.5 入札の無効

- (1) 入札に参加資格の無い者のした入札
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められた者の入札
- (3) その他入札の条件又は村において特に指定した事項に違反した入札

### 1.6 積算内訳書の提出

入札参加者は、入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書（（ホームページ内 条件付一般競争入札 別記様式第5号）を提出すること。

### 1.7 予定価格の事後公表

予定価格については、入札結果と合わせて事後公表とする。

### 1.8 入札書の記載

入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税等抜き）を入札書に記載すること。

#### 19 その他

- (1) 提出する申請書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
- (3) 提出された申請書等は、返却しない。
- (4) 問合せ先は以下のとおりである。

榛東村 総務企画課 庶務係 電話0279-26-2195（課直通）